

令和3年4月1日から石綿規制が厳しくなります 解体等工事を行う皆様はご注意ください

事前調査者の
法定化

調査結果を
市に報告

久留米市イメージキャラクター

くるっば

レベル3も
規制対象に

罰則の追加

大気汚染防止法改正
～石綿対策を強化～

令和2年6月5日、大気汚染防止法の一部を改正する法律が公布されました。改正後の各規定は令和3年4月1日より、順次施行されます。

令和3年2月

久留米市環境部環境保全課

何が変わるの??

1. 規制対象の拡大 令和3年4月1日施行

レベル3建材も規制の対象となり、作業基準が設けられます。

規制対象に追加

現行大防法での取り扱い	届出、作業基準遵守を義務付け		法規制対象外(※1)
建材の種類	吹付け石綿(レベル1)	石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材(レベル2)	その他の石綿含有建材(レベル3)
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	<p>①耐火(準耐火)建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材</p> 	<p>①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材</p> 	<p>①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート</p> 

(※1)レベル3建材は現行大気汚染防止法では規制の対象外ですが、環境省が策定した「建築物等の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」において、除去前の建材の湿潤化や、手作業による取外し等による飛散防止対策が示されています。

2. 石綿含有仕上塗材の取扱いの変更 令和3年4月1日施行

吹付け工法により施工されたことが明らかな石綿含有仕上塗材はレベル1建材に該当するものとしていましたが、今回の改正により、石綿含有仕上塗材は**施工方法にかかわらずレベル3建材として取扱う**ことになりました。ただし、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石)については、これまでと同様、「吹付け石綿」として扱います。

3. 事前調査の方法を法定化

(1) 調査方法の法定化 令和3年4月1日施行

これまでマニュアルで方法が示されていた事前調査について、以下のとおり方法が法定化されます。

①設計図書等書面による調査及び目視による調査を行うこと。

(H18.9.1以後に設置工事に着手した建築物等であることが書面により明らかな場合は、目視調査は不要)

②①の調査により特定工事に該当するか否かがわからなかった場合は、分析による調査を行うこと。

ただし、当該解体等工事が特定工事(※2)に該当するものとみなして、措置を講ずる場合はこの限りではない。

(※2) 特定工事…特定粉じん排出等作業(吹付け石綿その他の特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業)を伴う建設工事。

(2) 調査を行う者の法定化 令和5年10月1日施行

(1)①の調査は**一定の知見を有する者**に行わせることとなります。

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
- ・義務付け適用前(R5.9.30)までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

4. 事前調査結果等の報告 令和4年4月1日施行

元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときは、下記①～③に該当する工事の場合、**石綿含有建材の有無に関わらず当該調査の結果を市長に報告しなければならないこと**となりました。

なお、報告は国が新たに整備する電子システムを通じて行います。(使用が困難な場合は紙でも可。)
報告の対象となる工事は以下のとおりです。

- ①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、作業の対象となる床面積が80㎡以上
- ②建築物を改造、補修する作業を伴う建設工事であって、作業の請負金の合計が100万円以上
- ③工作物を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事であって、作業の請負金の合計が100万円以上

5. 事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け

令和3年4月1日施行

元請業者又は自主施工者は、**調査に関する記録を作成**し、その記録と発注者に対して行った調査結果の説明書面の写しを**工事が終了した日から3年間保存**することとなりました。 *記録は電子でも可
記録事項は「新たに義務付けられた各種記録や報告の内容(p.4)」のとおり。

6. 作業計画の作成 令和3年4月1日施行

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、**特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行う**こととなりました。

計画の記載事項は「新たに義務付けられた各種記録や報告の内容(p.4)」のとおり。

7. 罰則の追加 令和3年4月1日施行

- ・事前調査結果の報告義務違反:30万円以下の罰金
- ・隔離等の除去等の措置の義務違反:3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

8. 除去等の完了の確認の義務付け 令和3年4月1日施行

元請業者又は自主施工者は、作業が完了したことを適切に確認するため、**事前調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者に目視により確認**を行わせなければならなくなりました。

9. 特定粉じん排出等作業の結果の報告及び記録の作成の義務付け

令和3年4月1日施行

元請業者は、**作業が完了したときは、結果を発注者へ書面で報告**し、作業に関する**記録を作成**しなければならなくなりました。また、当該報告書面及び記録は**特定工事が終了した日から3年間保存**することが義務付けられます。報告及び記録事項は「新たに義務付けられた各種記録や報告の内容(p.4)」のとおり。

*報告及び記録は電子でも可

改正後の大気汚染防止法における解体等工事の手続き

事前調査

発注

発注者の手続き

受注者の手続き

事前調査(元請業者又は自主施工者)
 ①設計図書その他の書面による調査、現場での目視調査
 ②①で石綿の有無がわからなかった場合は分析調査

調査結果を久留米市長に電子システムにて報告
 発注者へ調査結果を書面で説明、書面の写しを保存(3年間)
 調査に関する記録の作成、保存(3年間)

レベル1	レベル2	レベル3	
吹付け石綿 (石綿含有吹付けパーライト、 石綿含有吹付けパーミキュラ イト含む)	石綿を含有する 断熱材等	石綿含有仕上げ塗材 石綿含有成形板等	石綿なし

作業前

作業計画の作成(元請業者又は自主施工者)

特定粉じん排出等作業実施届出(発注者)

事前調査の結果を掲示(元請業者又は自主施工者)

特定粉じん排出等作業に関する必要事項を掲示(元請業者又は自主施工者)

作業中

作業計画に基づく作業の実施、作業基準の遵守
(元請業者、自主施工者又は下請負人)

事前調査の記録の写しを現場に備え置く(元請業者又は自主施工者)

作業に関する記録の作成(元請業者、自主施工者又は下請負人)

作業後

調査者等又は石綿作業主任者による作業が完了したことの確認

発注者へ作業結果を書面で報告、書面の写しを保存(3年間)(元請業者)

新たに義務付けられた各種記録や報告の内容

(一部省略しています。)

事前調査に関する記録事項(施行規則第16条の8第1項)

- ①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②解体等工事の場所
- ③解体等工事の名称及び概要
- ④事前調査を終了した年月日及び事前調査の方法
- ⑤解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日
- ⑥解体等工事に係る建築物等の概要
- ⑦解体等工事が建築物等を改造・補修する作業を伴う建設工事のときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
- ⑧分析による調査を行ったときは、調査箇所、調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
- ⑨解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建材に該当するか否か及びその根拠

特定粉じん排出等作業の計画で定める事項(施行規則第16条の4第1項第1号)

- ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②特定工事の場所
- ③特定粉じん排出等作業の種類
- ④特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑥特定粉じん排出等作業の方法
- ⑦施行規則第10条の4第2項各号に定める事項
 - ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

作業が完了したことの発注者への報告事項(施行規則第16条の15第1項)

- ①特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ②特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ③特定建築材料の除去等の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者であることを明らかにする事項

特定粉じん排出等作業に関する記録事項(施行規則第16条の15第2項)

- ①特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ②下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ③特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ④特定工事の場所
- ⑤特定粉じん排出等作業の種類
- ⑥特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ⑦特定粉じん排出等作業の実施状況
 - イ 除去等の完了の確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名
 - ロ 規則別表第7の1の項の中欄に掲げる作業並びに同表の6の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の1の項の下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認を行った者の氏名
- ⑧完了の確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

作業基準

全作業に共通の事項(法施行規則第16条の4)と1~6の作業の種類ごとの基準(法施行規則別表7)があります。

全作業共通の基準

- (1)元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行う。
- (2)元請業者又は自主施工者は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。
 - イ 縦横の長さがそれぞれ42cm、29.7cm(A3サイズ)以上
 - ロ 記載事項
 - ①特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
 - ②当該特定工事が届出対象特定工事のときは、届出年月日と届出先
 - ③特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名
 - ④特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ⑤特定粉じん排出等作業の方法
- (3)元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存する。
- (4)元請業者は下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認する。
- (5)元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料(以下「特定建材」という。)の除去等の完了後、除去等の完了の確認を適切に行うことができる必要な知識を有する者に確認を目視により行わせる。

1 解体作業のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材等を除去する作業

- イ 作業場を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置する。
- ロ 作業場と前室を負圧に保ち、集じん・排気装置にJIS-Z8122に定めるHEPAフィルタを使用する。
- ハ 初めて除去を行う日の除去の開始前に、集じん・排気装置が正常に稼働することを使用場所において確認し、異常が認められた場合は、装置の補修等必要な措置を講ずる。
- ニ 除去を行う日の除去の開始前及び中断時に、作業場と前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
- ホ 除去する特定建材を薬液等により湿潤化する。
- ヘ 下記のとおり、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用い、装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
 - ①初めて除去を行う日の当該除去の開始後速やかに
 - ②特定建材の除去の開始後に集塵・排気装置を使用する場所を変更した場合
 - ③集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合
 - ④その他必要がある場合
- ト 特定建材の除去後、作業場の隔離を解くに当たり、特定建材を除去した部分に飛散抑制のために薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行い、特定粉じんが大気中へ排出され、飛散するおそれがないことを確認する。

2 解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(特定建材をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの)

- イ 除去を行う部分の周辺を事前に養生する。
- ロ 除去する特定建材を薬液等により湿潤化する。
- ハ 除去後、養生を解くに当たっては、特定建材を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。

3 解体又は改造・補修作業のうち、石綿含有仕上げ塗材を除去する作業

- イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。(口の規定により除去する場合を除く。)
- ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、下記の措置を講ずること。
 - ①除去を行う部分の周辺を事前に養生する。(作業場所をプラスチックシート等で囲うなど。負圧管理までは要しない。)
 - ②除去する特定建材を薬液等により湿潤化する。
- ハ 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、養生を解くに当り、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。

4 解体又は改造・補修作業のうち、石綿含有成形板その他の建築材料を除去する作業

- イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す。
- ロ イの方法による除去が困難なとき又は改造・補修作業の性質上適しないときは除去する特定建材を薬液等により湿潤化する。
- ハ 石綿含有けい酸カルシウム板はイの方法による除去が困難なとき又は改造・補修作業の性質上適しないときは下記の措置を講ずる。
 - ①除去を行う部分の周辺を事前に養生する。(作業場所をプラスチックシート等で囲うなど。負圧管理までは要しない。)
 - ②除去する特定建材を薬液等により湿潤化する。
- ニ 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、養生を解くに当り、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う。

5 解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業対象建築物等に散水するか、同等以上の効果を有する措置を講じる。

6 改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業

- イ 除去する場合
 - ①掻き落とし、切断、破砕により除去…1のイ～ト
 - ②上記以外の方法で除去…2のイ～ハ
- ロ 囲い込み等を行う場合
当該特定建材の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建材を除去すること。
- ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等を行う場合(切断・破砕等を伴う場合のみ)又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合
1のイ～トの規定を準用し、「除去」を「囲い込み等」に読み替える。

作業基準1～6については、同等以上の効果を有する措置を講ずることでも可。

他に必要な手続きは??

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に**労働安全衛生法**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**、**建築基準法**などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。詳しくは、各法令の所管部局へご確認ください。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則(所管:労働基準監督署)

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。なお、令和2年7月1日に石綿障害予防規則が改正され、令和3年4月1日から各規制が順次施行されます。大気汚染防止法同様、これまで以上に石綿対策が強化されます。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(所管:久留米市環境部廃棄物指導課)

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法(所管:久留米市都市建設部建築指導課)

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

(所管:久留米市都市建設部建築指導課)

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● 詳しい改正内容や石綿に関する情報については環境省又は久留米市環境保全課のホームページをご覧ください。

・環境省ホームページ

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

・久留米市ホームページ

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9073kanhozen/3010oshirase/taibouhoukaisei20201.html>

久留米市 環境部 環境保全課
〒830-0042 福岡県久留米市荘島町375
TEL 0942-30-9043 FAX 0942-30-9715
Mail kanhozen@city.kurume.fukuoka.jp

